

1 計画策定の趣旨

第3次千葉県男女共同参画計画の策定から5年が経過し、この間、少子高齢化が急速に進展し、労働力人口が減少していく中で、地域社会の活性化を図るためには、男女がともに活躍できる環境づくりがますます重要となるなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした中、男女がともに働きやすく、子育てなどがしやすい環境づくりに向けて、子育て・介護への支援やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進等に、より重点的に取り組む必要があります。また、深刻化するDV・児童虐待等の根絶と被害者への支援や、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策など、昨今の社会状況を踏まえた取組を一層進めていく必要があります。

本県では、こうした社会環境の変化や課題に対応するため、第4次千葉県男女共同参画計画を策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付けています。（該当部分：第2章及び第3章の基本的な課題1～3・7・8、第4章）

(2) 千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」や県の関連諸計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

- 基本計画：平成37年までの10年間
- 事業計画：平成28年度から32年度までの5年間

誰もが光り輝く元気な千葉県を目指して

元気で活力ある社会を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが必要です。

男女がともに認め合い、支え合うパートナーとして、いきいきと活躍できる男女共同参画社会は、誰もが大切にされる社会、そして活力ある社会です。

県では、そうした社会の実現に向け、県民の皆様、団体や企業の方々、市町村などと力を合わせ、取り組んでいきます。

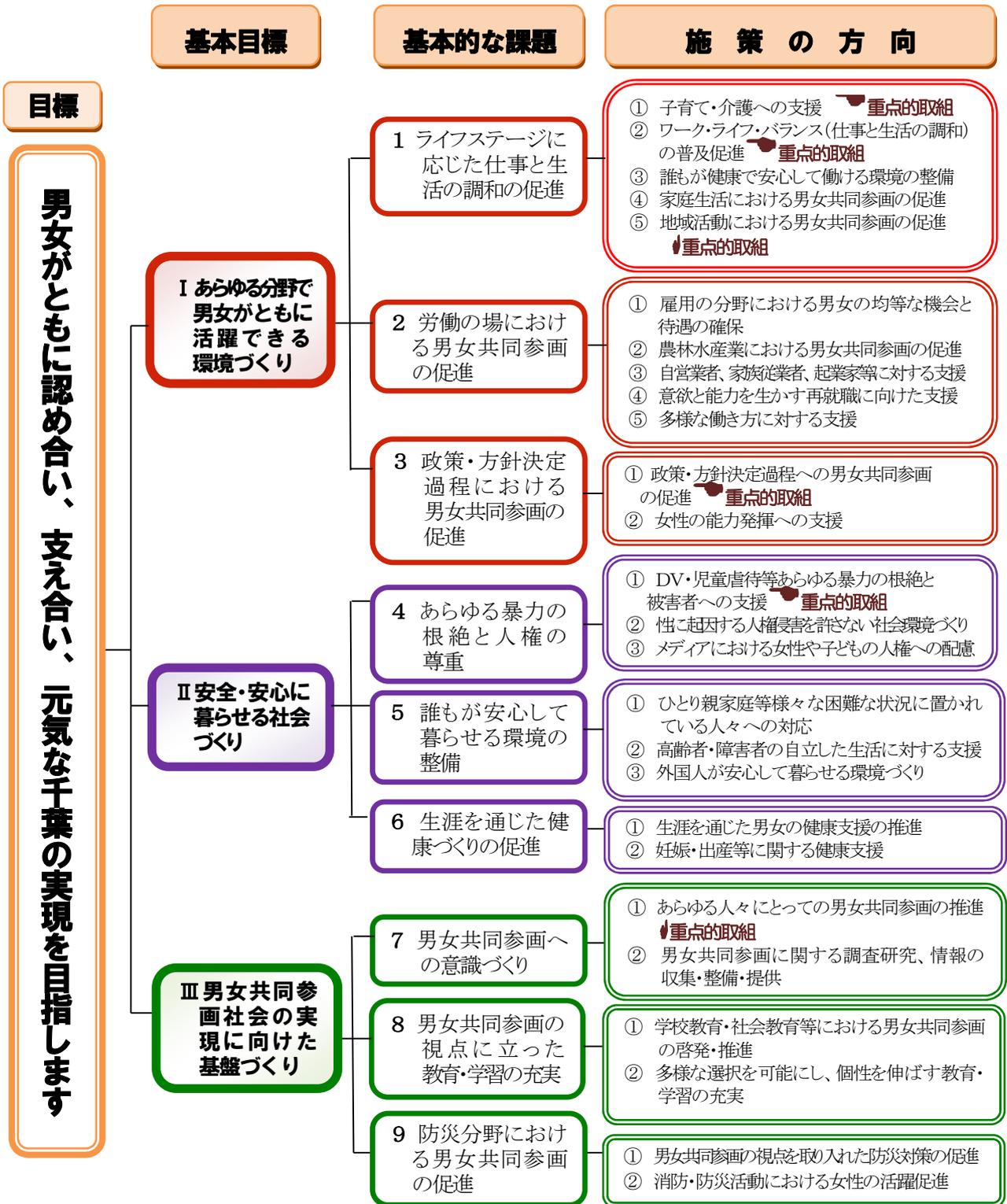
みんなで「誰もが光り輝く元気な千葉県」をつくっていきましょう。

計画の体系

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）



重点的取組

(1) 子育て・介護への支援

家庭において子育て・介護を行う家族の支え合いを補い、子育て・介護を行う人の孤立感・負担感を軽減するため、支援を行う体制の整備に努めます。

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進

仕事と生活の両立がしやすい環境づくりに向けた意識啓発等に取り組みます。

(3) 地域活動における男女共同参画の促進

男女双方の積極的な地域活動への参画を促進し、地域の活性化を図ります。

(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

県の審議会等における女性委員の積極的登用など、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

(5) DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

DVや児童虐待等、あらゆる暴力の根絶を図るための広報啓発に努めるとともに、被害者支援に関わる関係機関の連携を強化し、支援の充実を図ります。

(6) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画が、女性、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々にとって必要だということを理解してもらうため、積極的に広報啓発活動を推進します。

推進体制

